

あなたの「知りたい」に弁護士が答えます！

新型コロナショックを乗り切る！**LIVE**

労働環境改善セミナー

セミナーのポイント！

- 01 休業補償をいくら支払えばよいのか
- 02 従業員の雇用を維持できないと判断した場合、どうすればよいのか
- 03 テレワーク、在宅勤務の法的問題点は？ 規定はどうするか？

このような方は是非ご参加ください

- テレワークを検討せざるを得ない
- 休業要請に応じた場合の休業補償をどうすればよいかわからない
- 社員が新型コロナウイルスにかかった時のことが心配だ

参加費用
無料

開催スケジュールとテーマ

第1回

日 時

5月28日木

10:00～11:15

テーマ

コロナウイルス問題の下での労務管理のポイント

第2回

6月29日 月

10:00～11:15

コロナウイルス問題の下での労災の問題等(仮題)

講 師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



本セミナーは、Web会議システム『Zoom』を活用した
オンラインセミナーです

※ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。

上野俊夫法律事務所主催 オンラインセミナーのご案内

現在、新型コロナウイルス感染拡大により、経済が相当な打撃を受けています。

群馬県、栃木県、埼玉県でも、自動車メーカーの一時生産停止などにより、「仕事が激減した」、「雇用が維持できない」という声も聞かれるようになっています。

このような状況下で、従業員の労務管理をどうすればよいか、一時休業した場合の賃金はどうすればよいか、解雇をした従業員がユニオンに駆け込んだ場合にどのように対処すればよいかなど、労務管理上の課題や留意点について、労働問題を手がけている弁護士がオンラインセミナーで解説します。

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます。
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます。
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します。
- ④ ライブ配信なのでリアルタイムで質問でき、理解が深まります。

参加費用
無料

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます

- 01 無料オンライン相談（初回20分）
- 02 無料就業規則変更の一部アドバイス
- ▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた場合
- 03 貴社用にカスタマイズしたテレワーク規定のプレゼント
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

講師紹介

上野俊夫法律事務所

弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。

各種地方公共団体、館林商工会議所顧問弁護士
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了（労働法ゼミ）

【所属】

・群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、
佐野商工会議所

【講演歴】

・館林市役所、太田市役所、羽生市商工会
・群馬県社会保険労務士会 太田支部
・栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数

【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数

お申込み方法

【スマートフォンから】



【パソコンから】



下記サイトからバナーをクリック
<https://komon-uenolaw.com/>

入力フォームに必要事項を記入の上、送信して下さい。

申し込みの方へ、メールにてセミナー参加手順、参加用URL、資料のダウンロードページ等のご案内をお送りします。

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL : 0276-56-4736 FAX : 0276-56-4735 URL : <https://www.komon-uenolaw.com>



※本書面は広告です。本書面もしくは本セミナーは、法律や判例に則った対応をお勧めするもので、それによって会社に困難な状況や不測の事態が起きることを防止することを目的としています。